

令和8年度高知家のあゆ情報発信委託業務仕様書

第1 業務の主旨

本業務は、令和6年3月に県が策定した「第2期あゆ王国高知振興ビジョン」の実現に向けて、県産天然あゆの県内外における認知度向上や消費拡大等を図ることを目的とする。

第2 業務内容

1 第4回こうち天然あゆまつり（県産天然あゆのPRイベント）の開催

県内外の観光客の訪問が期待される県内観光地等において、県産天然あゆのPRイベント「第4回こうち天然あゆまつり」を開催すること。

(1) 実施場所

県産天然あゆの県内外における認知度向上や消費拡大等を図ることができる場所で実施すること。

(2) 実施条件

ア 県産あゆの魅力や特徴をPRできるようなイベントとすること。

イ 実施期間は7～9月の間で1日以上開催すること。

ウ 県産あゆのPRにつながる体験イベント（スタンプラリーや体験イベントなど）を実施すること。

オ 天然あゆの塩焼きや天然あゆ加工品に加え、川えびやアマゴ等、天然あゆ関連商品を含んだ川・山等に関係する食材を販売する事業者やその他県産あゆの認知度向上や消費拡大に寄与する事業者等が計10社程度出展すること。

カ 県産あゆの掴み取りを実施すること。実施の際は可能な限り多くの方々に参加してもらえるよう工夫すること。

キ あゆの塩焼き販売や掴み取り等は順番待ちによる混雑が予想されることから、混雑を回避できるよう対策すること。

ク 猛暑が予想されることから、暑さ対策を徹底すること。

ケ 出展者及び来場者の衛生・体調管理に配慮した会場設営を行うこと。

(3) 実施計画・調整等

ア PRイベントの実施計画（会場、出展事業者、運営方法等）を作成すること。

イ PRイベントの開催にかかる会場や出展事業者との調整、運営その他必要な事項を行うこと。

ウ PRイベントの開催に必要な許可申請や設備の設置等を行うこと。

(4) その他

- ア 出展事業者を対象としたアンケート調査を行うこと。なお、アンケートの内容については、県と協議のうえ決定すること。
- イ 来場者数等について県に報告すること。
- ウ PR イベントの開催にかかる費用は全て受託者が負担すること。

2 WEB 及びテレビ広告等を活用した PR

1 に定める PR イベントへの集客を図るため、WEB 及びテレビ広告等を活用した広報を行うこと。

(1) 実施条件

- ア WEB ページを制作するとともに、県内のテレビ広告等による PR を行うこと。
- イ WEB ページ及びテレビ広告等では、PR イベントの開催等について発信すること。
- ウ WEB ページ及びテレビ広告等は、PR イベントへの訪問を促すような訴求力のある内容とすること。
- エ テレビ広告等は、PR 効果が高い時間帯等を考慮して実施すること。

(2) 実施計画・調整等

- ア Web ページ及びテレビ広告等の作成の実施計画を作成すること。
- イ イベントの PR にかかる WEB ページ、テレビ広告等動画作成及びテレビ広告等のための調整、その他必要な事項を行うこと。

3 第 27 回清流めぐり利き鮎会での高知県産天然あゆの PR

高知県友釣り連盟が主催する第 27 回清流めぐり利き鮎会において、あゆ王国高知の PR ブースを設置するとともに、高知県産天然あゆの PR を実施すること。

(1) 実施場所

「第 27 回清流めぐり利き鮎会」の開催が予定されている城西館内で実施すること。

(2) 実施条件

- ア 第 27 回清流めぐり利き鮎会に合わせて開催すること。
(開催予定日：9 月ごろ)
- イ 会場内にあゆ王国高知の PR ブースを設置すること。ブース出展費用については委託料とは別に県が直接相手先に支払う。
- ウ 来場者に配布できる PR グッズを作成、配布すること。
- エ 会場内であゆ王国高知の PR 動画を放映すること。なお、動画データについては県から受託者へ提供する。
- オ 来場者を対象としたアンケート調査を行うこと。なお、アンケートの内容については、県と協議のうえ決定すること。

(3) 実施計画・調整等

ア PR に関する実施計画を作成すること。

イ PR にかかる会場や高知県友釣連盟との調整、運営その他必要な事項を行うこと。

ウ PR に必要な許可申請や設備の設置等を行うこと。

(4) その他

ア PR にかかる費用は、全て受託者が負担すること（ブース出展費用については委託料とは別に県が負担する）。

第3 実施体制

以下の点を踏まえ、本事業が円滑に実施できる人員・体制を確保し、責任者を明確にすること。

1 PR イベントの開催に係る連絡・調全体制

PR イベントを円滑に開催するため、県内漁協、市町村、事業者等との連携に必要な体制を構築すること。

第4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月12日までとする。

第5 事業計画書

本事業の受託後、1週間以内に業務ごとのスケジュールを記載した事業計画書を提出すること。

第6 業務進捗の月例報告

受託者は、毎月の業務の進捗状況を翌月の5日までに県へ報告すること。また、県産天然あゆの認知度向上や消費拡大のために必要なことについて提案等を行うこと。

第7 事業実績報告

受託者は、本事業が終了したとき、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、県に提出すること。提出物は紙媒体1部及びデータとし、データはメディア（CD 又はDVD）に記録し、各ファイルには内容の分かるファイル名を付与すること。また、ファイル提出前にはウイルスチェックを行うこと。

1 全体業務について

(1) 委託業務の実施期間

(2) 実施した業務の一覧

- 2 第4回こうち天然あゆまつり（県産天然あゆのPRイベント）の開催
イベントの内容、出展事業者、出展内容、アンケートの集計結果等を整理したもの
- 3 WEB及びテレビ広告等を活用したPR
WEBページのデザイン、テレビ広告等の放送内容や期間等の内容を整理したもの
- 4 第27回清流めぐり利き鮎会での高知県産天然あゆのPR
PRの内容、アンケートの集計結果等を整理したもの

第8 その他の留意事項

- 1 本業務の実施にあたっては、第1に掲げる業務の主旨に沿い、より効果的な方法を選択して誠実に実施すること。
- 2 本業務により得られた成果物は原則として県に帰属することとし、その成果物は他社の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 3 やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。
- 4 本仕様書により難い事情が発生した場合には、県と受託者が協議を行い、本業務の趣旨に沿った効果的な業務へ事業費を充当することとする。
- 5 その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して定めるものとする。